

みなとSDGsパートナー登録制度の概要(その1)

現状と課題

- SDGs達成への取組は企業価値の向上と競争力の強化のための重要なツールとなりつつあり、港湾関係業界においてもSDGs達成に資する取組への機運が高まっている。
- 一方、特に中小企業においてはSDGsの認知度や具体的な取組方法等に関する理解度に課題がある。
- 地方創生の観点から、地域毎にSDGs達成に向けた取組を普及促進するための制度が創設されているが、特定の分野を対象として全国共通で取り組むことができる制度はない。



「みなとSDGsパートナー登録制度」の創設

○「みなと」をフィールドとして事業を展開する企業等を対象とする登録制度を創設

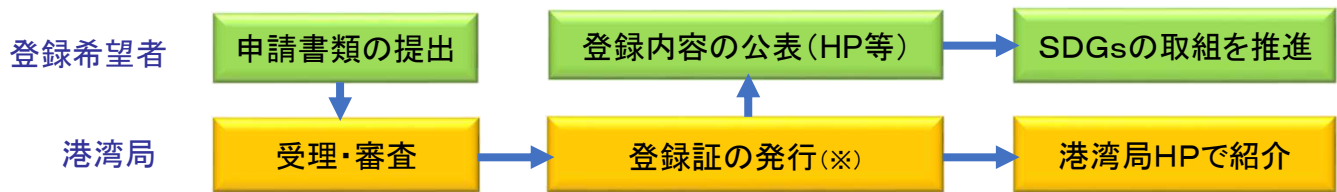
- 自社の事業活動とSDGsの関連性について身近な所から「気づき」を促す。
- SDGsに資する取組を「見える化」する。

→SDGsの普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献

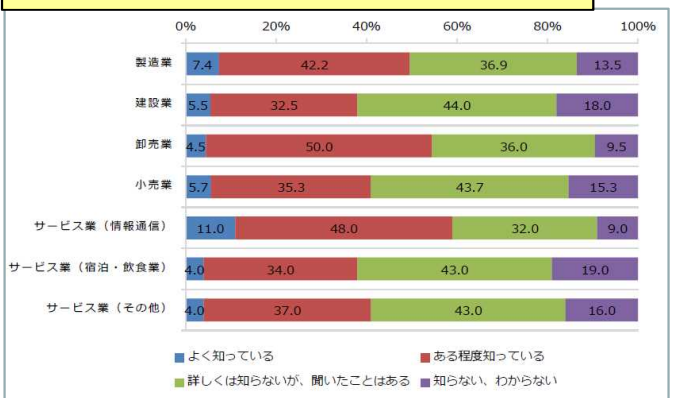
募集対象者

- 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主
- SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

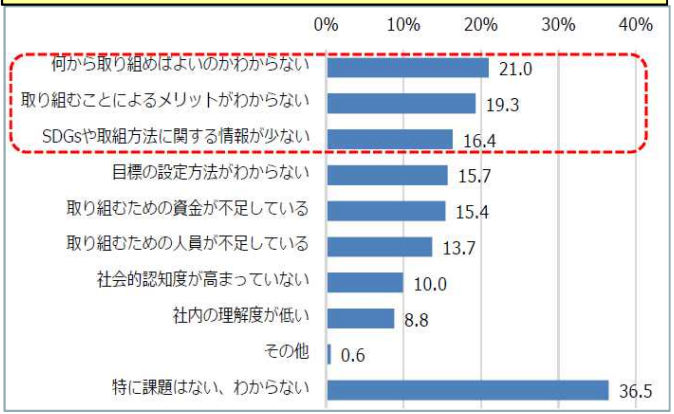
手続きの流れ



SDGsに対する認知度(業種別) (N=2,000)



SDGs達成に資する取組に向けた課題 (N=2,000)



出典:「中小企業のSDGs推進に関する実態調査(2022年3月)」(独立行政法人中小企業基盤整備機構)

※登録証の有効期間は登録から3年間

みなとSDGsパートナー登録制度の概要(その2)

評価項目等

- 港湾の持続可能な発展に資する観点から、経済、環境、社会の3つの分野で自己の取組を評価し、各分野において1つ以上の取組があることを要件とする。
- 幅広い統合的な対応が求められることから、複数の分野にまたがる取組も想定される。
- 透明性と説明責任を果たすため、達成状況について定期的な(年1回)報告及び公表を求める。→SDGsウォッシュ(見せかけ)の回避



想定される主なメリット

- 登録証の交付、シンボルマークの使用許可
- 港湾局ホームページで事業者の取り組みを紹介
- 事業者のブランディング・イメージ向上
- 人材確保・育成、従業員のモチベーションアップ
- 経営リスク管理
- 新たな事業機会の創出
- ステークホルダーとの連携

シンボルマーク



登録証



募集スケジュール

令和4年6月29日	交通政策審議会港湾分科会にて本制度の趣旨等について報告
令和4年7月上旬	制度紹介、募集要項等を掲載したホームページ開設
令和4年7月上旬～9月上旬	登録希望者募集期間
令和4年9月下旬	登録者の決定・公表、登録証の交付 → 以降、四半期に1回募集

(※)国連機関等が主導し、SDGsが採択された9/25 (Global Goals Day)を含む約1週間(2022年は9/16～25)を「SDGs週間(Global Goals Week)」と定めたもので、世界各地で普及活動や啓発イベント等が開催されているため、このタイミングに合わせて公表する予定。